

環境法令における 化学物質管理制度の概要と ポイントについて

～PRTR法及び埼玉県生活環境保全条例～



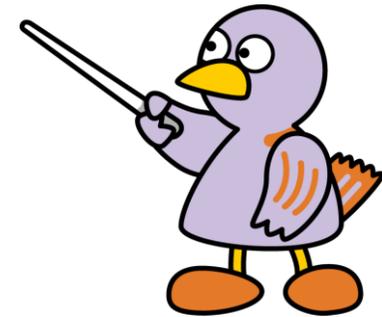
埼玉県マスコット
「コバトン」
「さいたまっち」

令和8年2月27日
埼玉県環境部大気環境課
規制・化学物質担当

本日の内容

1. 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)
2. 埼玉県生活環境保全条例
3. 環境コミュニケーション

1. 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)



埼玉県マスコット
「コバトン」

化学物質排出把握管理促進法①

<正式名>

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化管法、PRTR法)

<目的>

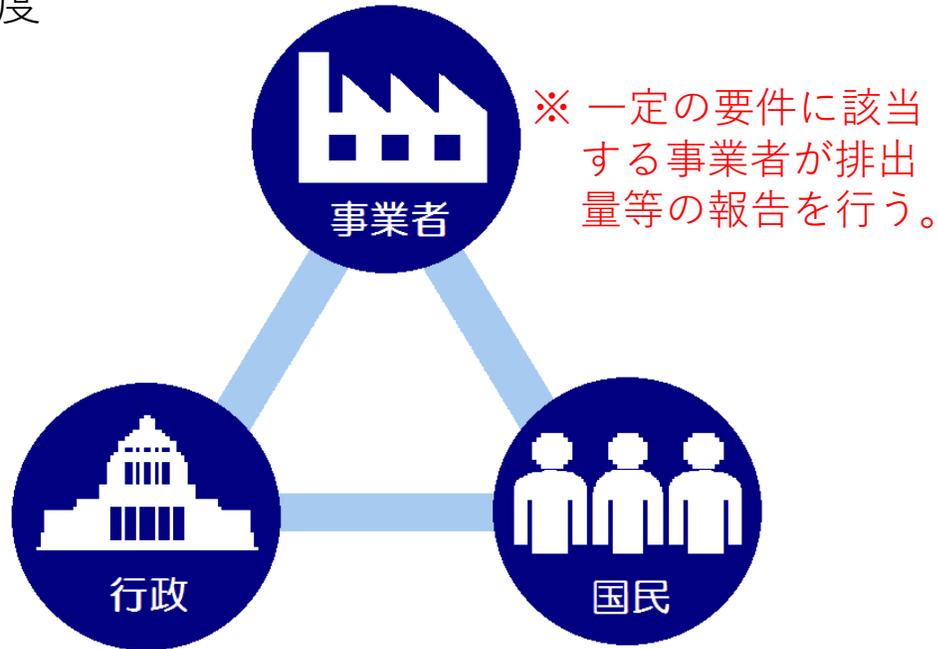
第一条

この法律は、環境の保全に係る化学物質の管理に関する国際的協調の動向に配慮しつつ、化学物質に関する科学的知見及び化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、特定の化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置並びに事業者による特定の化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。

化学物質排出把握管理促進法②

P R T R 制度 Pollutant Release and Transfer Register

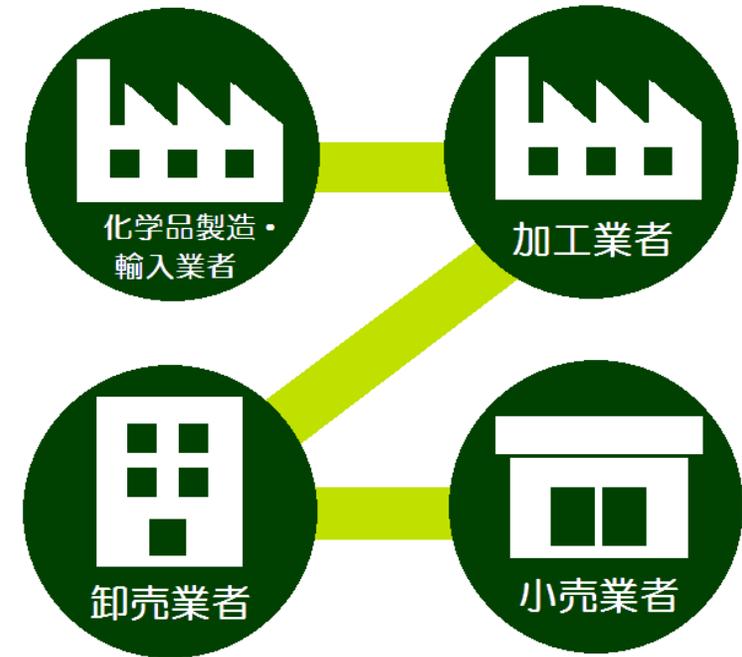
特定の化学物質を規定量以上取り扱う事業者が、その排出量等を国に届出し、国は集計データを公表し、国民は事業者が届出した内容について開示を請求することができる制度



※ 第一種指定化学物質が対象

S D S 制度 Safety Data Sheet

事業者が、特定の化学物質等を他の事業者に譲渡・提供する際には、その情報(SDS)を提供する制度



※ 第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質が対象

【第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書】

届出要件・届出期間

(1) 対象業種

化管法施行令第3条で規定された業種

(2) 従業員数

事業者**全体**で常時使用される従業員が**21人以上**

(3) 事業所要件 (①～⑥のうち**いずれか**に該当する事業所)

- ① 特定第一種指定化学物質 (23物質) の年間取扱量が 0.5 t 以上
- ② それ以外の第一種指定化学物質 (492物質) の年間取扱量が 1 t 以上
- ③ 金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業で、鉱山保安法で規定された施設を設置
- ④ 下水道業で下水道終末処理施設を設置
- ⑤ ごみ処分業又は産業廃棄物処分業で、廃棄物処理法に規定された処理施設を設置
- ⑥ ダイオキシン類対策特別措置法で規定された特定施設を設置

(4) 届出期間

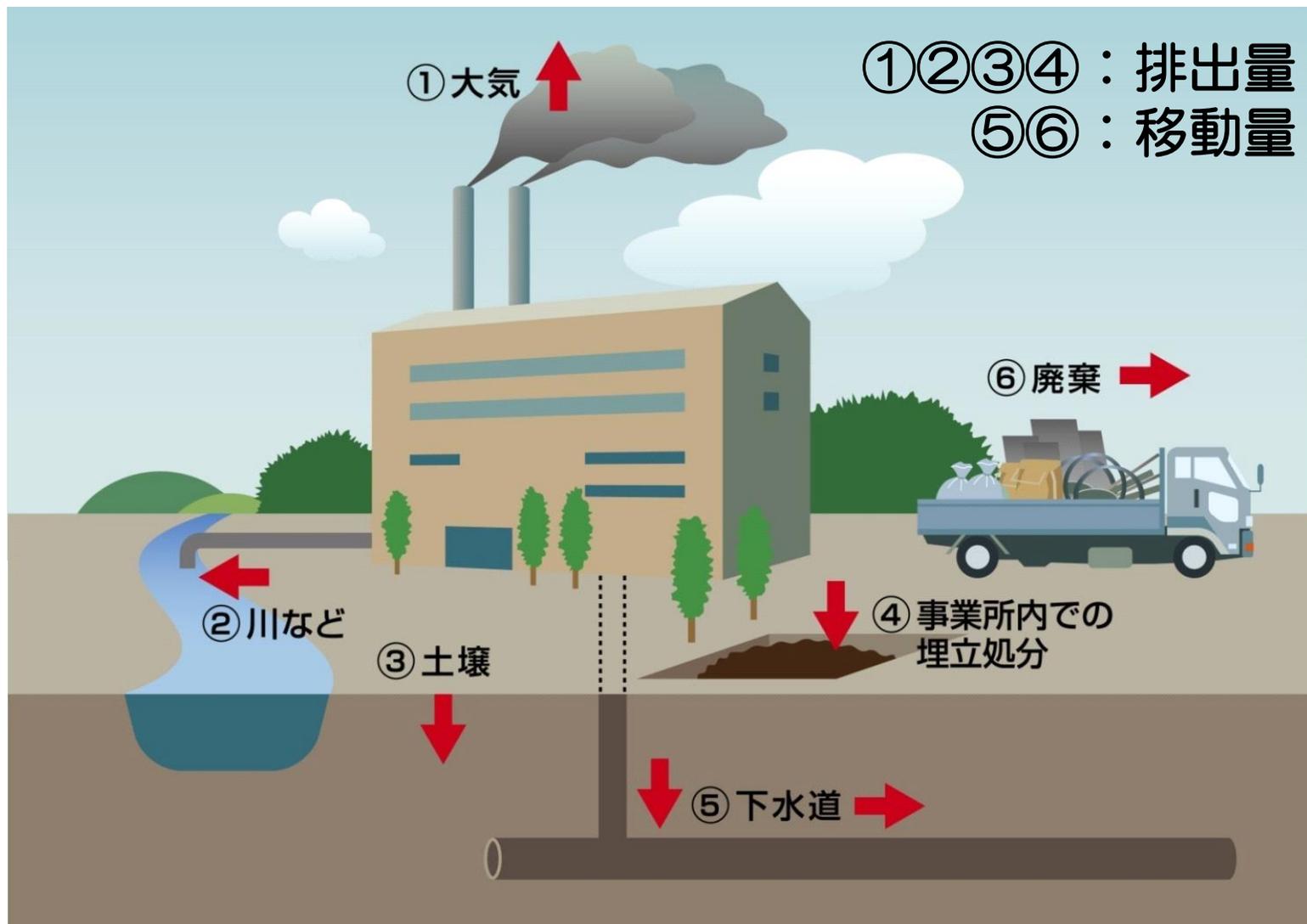
毎年4月1日から6月末日まで

※さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する事業所は、各市長が報告先になります。

1	金属鉱業	4	電気業	22	医療業
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業		高等教育機関
3	製造業	6	熱供給業	23	(付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	a 食料品製造業	7	下水道業	24	自然科学研究所
	b 飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業		
	c 繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)		
	d 衣服・その他の繊維製品製造業				
	e 木材・木製品製造業				
	f 家具・装備品製造業	10	石油卸売業		
	g パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)		
	h 出版・印刷・同関連産業				
	i 化学工業				
	j 石油製品・石炭製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)		
	k プラスチック製品製造業				
	l ゴム製品製造業				
	m なめし革・同製品・毛皮製造業	13	燃料小売業		
	n 窯業・土石製品製造業	14	洗濯業		
	o 鉄鋼業	15	写真業		
	p 非鉄金属製造業	16	自動車整備業		
	q 金属製品製造業	17	機械修理業		
	r 一般機械器具製造業	18	商品検査業		
	s 電気機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)		
	t 輸送用機械器具製造業				
u 精密機械器具製造業					
v 武器製造業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分量に限る。)			
w その他の製造業	21	産業廃棄物処分量 (特別管理産業廃棄物処分量を含む。)			

対象業種一覧

PRTR届出での報告内容



排出量・移動量の
算出方法



PRTR排出量等
算出マニュアル



2. 埼玉県生活環境保全条例



埼玉県マスコット
「さいたまっち」

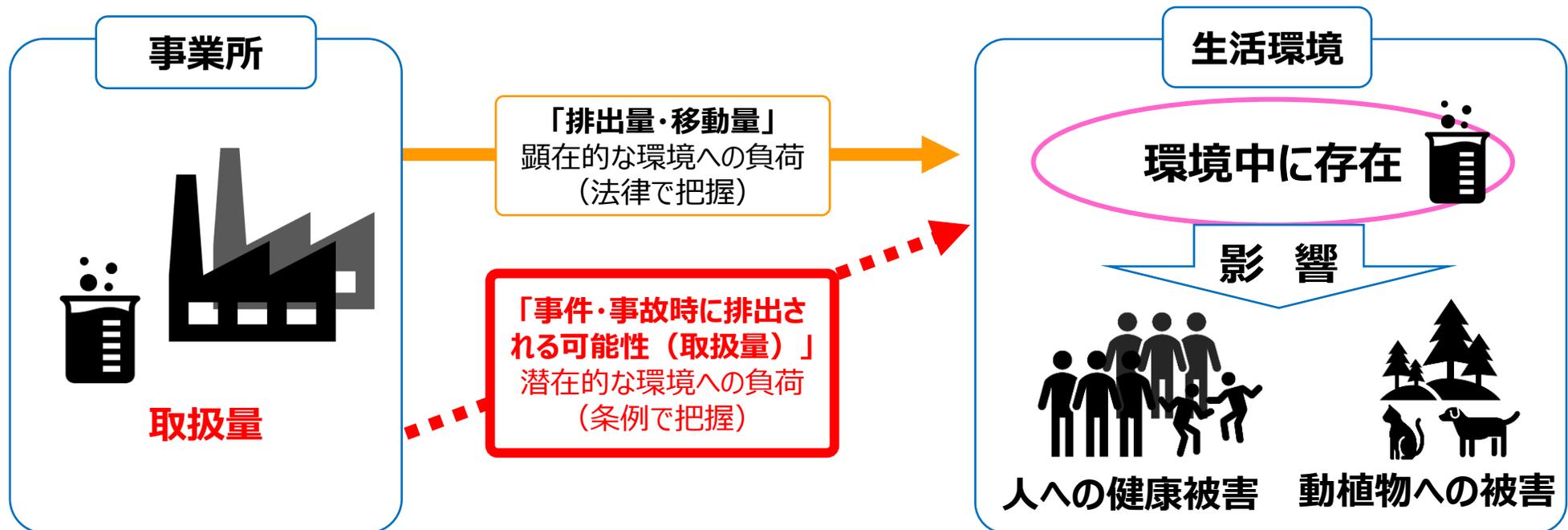
県が取り組む化学物質対策とは

◆ 化学物質対策の目的

化学物質が生活環境へ与える影響及びリスクを把握し、環境汚染を未然に防ぎ、生活環境を保全すること。

▶ 化学物質の影響やリスクを把握するためには

事業所が取り扱う**特定化学物質の取扱量**を把握する必要がある。



埼玉県生活環境保全条例①

第一条 この条例は、生活環境の保全に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、**環境への負荷の低減を図るための措置及び公害の発生源についての規制を定める**ことにより、生活環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康の保護及び安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

▶ **第六章 公害等に関する規制等**

第二節 **特定化学物質**の適正な管理

⇒ 化学物質関係（第71条～第75条）

▶ **第七章 生活環境の保全に関する責任者の設置**

第一節 **環境負荷低減**主任者

⇒ 環境負荷低減主任者の選任・届出（第111条）

埼玉県生活環境保全条例②

- ▶ 特定化学物質取扱量報告書(第74条) ※条例独自
毎年6月30日までに前年度の取扱量を報告する。
- ▶ 他の事業者への情報提供(第73条第3項) ※PRTR法対象物質の他
条例独自物質への拡大
特定化学物質等を他の事業者へ提供する際に当該化学物質の性状及び取扱いに関する情報を提供する(SDS制度)。
- ▶ 特定化学物質等適正管理手順書(第75条) ※条例独自
「特定化学物質管理指針※」に基づき、化学物質等を適正管理する手順書を提出する。
- ▶ 環境負荷低減主任者選任届出書(第111条) ※条例独自
環境負荷低減主任者を選任して届け出る。

※ 特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針

特定化学物質の適正な管理

特定化学物質（第71条第1項、規則第51条）

健康被害のおそれ及び生態系への影響のおそれがある物質

- | | | |
|--------------------------------|---|--|
| ① 第一種指定化学物質
（5 1 5 物質） | } | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」）施行令で規定 |
| ② 第二種指定化学物質
（1 3 4 物質） | } | |
| ③ 県規則で定める物質
（1 4 物質） | } | A. 過去に事故の原因となった物質及び関連物質
（4 物質） |
| | | B. 生活環境保全条例で公害等に関する規制対象である物質（1 0 物質） |

特定化学物質取扱量報告書

前年度における特定化学物質の取扱量（製造量、使用量、取り扱う量）を事業所ごと、物質ごとに報告するもの。

【報告要件・報告期間】

(1) 対象業種

化管法施行令第3条で規定された24業種

(2) 従業員数

事業者全体で常時使用される従業員が21人以上

(3) 事業所要件

特定化学物質の年間取扱量が0.5 t以上

(4) 報告期間

毎年4月1日から6月末日まで

※ 川越市、川口市、所沢市、越谷市に所在する事業所は、各市長が報告先になります。
さいたま市に所在する事業所は「さいたま市生活環境の保全に関する条例」が適用され、同様の手続きが必要となります。

化管法と埼玉県生活環境保全条例について

化学物質排出把握管理促進法

<事業者の義務>

- ① 第1指定化学物質の環境中への
排出量及び**移動量**の届出
- ② SDS (Safety Data Sheet) の提供

<対象となる化学物質>

指定化学物質 649物質

第1種指定化学物質 515物質

第2種指定化学物質 134物質

<排出量等の届出の対象となる事業者>

業種	施行令で定める24の業種のうち、いずれかを営む者
規模	事業者として常時使用する従業員の数が2人以上
年間取扱量	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1種指定化学物質ごとに1トン以上 ・ 特定第1種指定化学物質は0.5トン以上 ※ 取扱量に関係なく届出を要する施設 (特別要件施設) を有する場合は届出が必要

埼玉県生活環境保全条例

<事業者の義務>

- ① 特定化学物質の**取扱量**の報告
- ② SDS (Safety Data Sheet) の提供

<対象となる化学物質>

特定化学物質 663物質

第1種指定化学物質 515物質

第2種指定化学物質 134物質

条例施行規則で定める物質 14物質

<取扱量の報告の対象となる事業者>

- ・ 特定化学物質ごとに0.5トン以上

3. 環境コミュニケーション

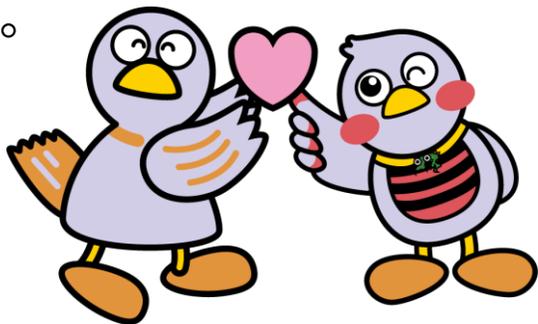


埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

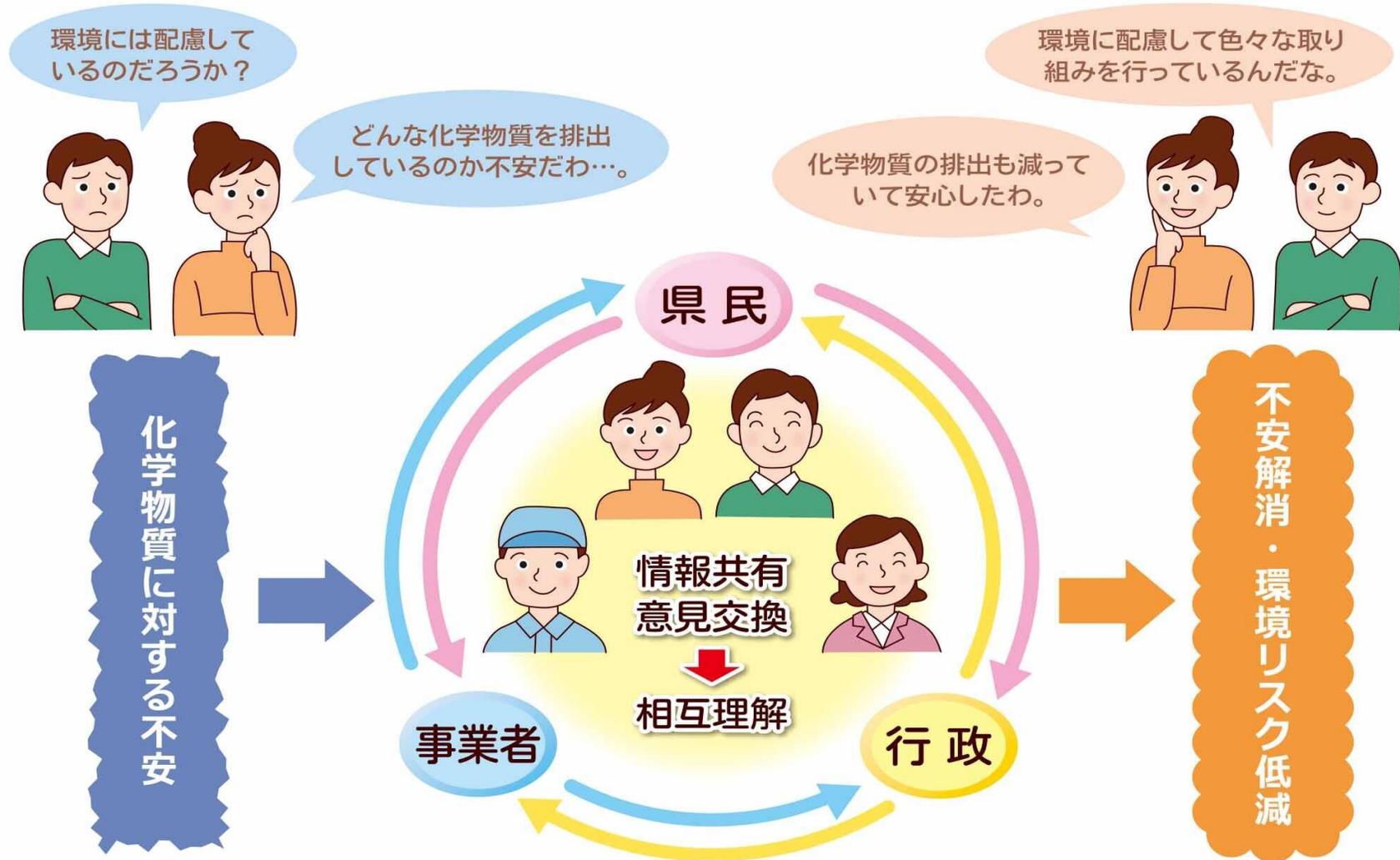
環境コミュニケーション

化学物質の管理を含む環境分野を対象にした、**県民・事業者・行政による意見交換会**

定期的に環境コミュニケーションを開催して積極的な情報提供を心掛けることで、**企業イメージの向上**や、**住民との信頼関係の構築**といったメリットがあります。



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



環境コミュニケーションの始め方

埼玉県のホームページでは、

「環境コミュニケーション活動ガイドブック」や、
県内で開催された環境コミュニケーションについて
事例集を紹介しています。

環境コミュニケーション事例集



実際に使用された資料や工夫した点などを数多く
掲載していますので、ぜひご覧ください！



問い合わせ先

埼玉県環境部大気環境課 規制・化学物質担当

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2986 (直通)

E-mail a3050-08@pref.saitama.lg.jp



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」